

議事日程 (令和6年12月23日 午後2時00分)

日程 番号	議事		
1	11月教育委員会会議録の承認		
2	会議録署名委員の指名		
3	教育長報告		
4	議題		
(1)	議案第46号	今治市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則制定について	
	議案第47号	今治市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について	
	議案第48号	今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程制定について	

1 2月教育委員会教育長報告

先月の定例教育委員会以降に開催された主な行事及び今後の教育委員会関係等の主な行事予定を下記のとおり記載し、教育長報告とさせていただきます。

記

1 報告

- 1 1月26日(火) 四国地区市町村教育委員会協議会(オンライン)
- 1 1月28日(木) 今治市部活動地域移行検討協議会
- 1 1月29日(金) 青少年センター運営協議会
- 1 2月 1日(日) 第1回今治里山マラソン
- 1 2月 2日(月) 今治市議会定例会(初日)、今治市教頭会
- 1 2月 4日(水) 今治市議会定例会(代表質問)
- 1 2月 5日(木) 今治市議会定例会(一般質問)
- 1 2月 6日(金) 今治市議会定例会(一般質問)
- 1 2月 7日(土) 中央図書館芝生ガーデンイルミネーション贈呈式
- 1 2月 8日(日) 城東地区文化祭
- 1 2月 9日(月) 予算特別委員会
- 1 2月12日(木) 教育厚生委員会
- 1 2月13日(金) 総合芸術舞台「一粒萬倍 ASEED」鑑賞(市内中学2年生)
- 1 2月18日(水) 校長面接(～24日)
- 1 2月19日(木) 今治市議会定例会(最終日)
- 1 2月22日(日) 日本一おいしい給食フェア
- 1 2月23日(月) 定例教育委員会

2 予定

- 1 2月25日(水) 小・中学校終業式
- 1 2月26日(木) 第3回通学区域調整審議会
- 1 月 9日(木) 1月校長会
- 1 月12日(日) 成人式
- 1 月16日(木) 今治市合併20周年
- 1 月18日(土) 今治市合併20周年記念式典
- 1 月19日(日) 今治市PTA連合会研修大会
- 1 月20日(月) 今治市婦人教育指導者研修会
- 1 月28日(火) 今治教育推進協議会と今治市PTA連合会との意見交換会
- 1 月27日(月) 定例教育委員会

資料1

第15回教育委員会議案第46号

今治市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和6年12月23日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理由」

採用基準の変更に伴い、提出書類を改定しようとするもの。

今治市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和6年 月 日

今治市教育委員会教育長 小澤和樹

今治市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

今治市奨学金貸付条例施行規則（平成17年教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「世帯全員の所得証明書」を「世帯全員の所得課税証明書」に改める。

別記様式第1号中「生計を一にする家族及び所得」を「生計を一にする家族」に改め、「給与所得年額（税込）」及び「給与所得以外の所得年額（税込）」、「計」、「A 万円」、「B 万円」、「C (A+B) 万円」を削る。

別記様式第4号中「(注) 連帯保証人及び保証人は、印鑑登録を受けている印鑑を押印し、その印鑑登録証明書を添付すること。」を削る。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

「参 考」

今治市奨学金貸付条例施行規則改正条項新旧対照表

旧	新
<p>○今治市奨学金貸付条例施行規則 平成17年1月16日 (奨学生の申請手続)</p> <p>第2条 奨学生になろうとする者は、奨学生採用申請書(別記様式第1号)に、本人及び保護者又は保護者であった者の住民票の写し、世帯全員の所得 証明書及び次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる者が作成した奨学生推薦調書(別記様式第2号)を添えて、今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める日までに、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>附 則 この規則は、平成17年1月16日から施行する。 附 則(令和3年3月31日教育委員会規則第7号) この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月25日教育委員会規則第1号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。 _____ _____</p>	<p>○今治市奨学金貸付条例施行規則 平成17年1月16日 (奨学生の申請手続)</p> <p>第2条 奨学生になろうとする者は、奨学生採用申請書(別記様式第1号)に、本人及び保護者又は保護者であった者の住民票の写し、世帯全員の所得課税証明書及び次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる者が作成した奨学生推薦調書(別記様式第2号)を添えて、今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める日までに、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>附 則 この規則は、平成17年1月16日から施行する。 附 則(令和3年3月31日教育委員会規則第7号) この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月25日教育委員会規則第1号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和6年12月23日教育委員会規則第_____ 号) この規則は、令和7年1月1日から施行する。</p>

今治市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（別表）

別記様式第1号(第2条関係)

奨学生採用申請書							
今治市教育委員会 様				年 月 日			
				住所 本人			
				氏名			
				保護者又は住所 保護者であ			
				った者		電話番号()	
今治市奨学生として採用していただきたく申請します。							
ふりがな 氏名				生年月日	年 月 日 (歳)		
在学 (卒業) 学校	公・私立の別 学校(学部・学科・課程) 学年				卒業・修業(予定)年月日 年 月		
進学 志望校	公・私立の別 学校(学部・学科・課程)				入学資格検定(認定) 年度合格		
生計を一にする家族及び所得	続柄	氏名	年齢	勤務先又は 在学学校名	給与所得年額 (税込)	給与所得以外 の所得年額 (税込)	備考
	父						
	母						
計					A 万円	B 万円	C(A+B) 万円
家庭 事情							
(注) *印の欄は、記入しないでください。				* 整理番号	* 登録番号	* 決定番号	

別記様式第4号(第4条関係)

奨学生 番号	
-----------	--

誓約書

今治市奨学金貸付条例に基づく奨学生として、同条例及び同条例施行規則を遵守し、奨学生としての責務を果たすことはもとより、貸付終了後は誠実に返還の義務を履行することを誓約します。

年 月 日

在学学校名(学部、科)

本人 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名 印

保証人 住所

氏名 印

今治市教育委員会 様

~~(注) 連帯保証人及び保証人は、印鑑登録を受けている印鑑を押印し、その印鑑登録証明書を添付すること。~~

資料 2

第 15 回教育委員会議案第 47 号

今治市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和 6 年 12 月 23 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

今治市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和6年12月 日

今治市教育委員会教育長 小 澤 和 樹

今治市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則

今治市青少年センター条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表波方支部の項位置の欄中「今治市波方町樋口甲 250 番地」を「今治市波方町樋口甲 253 番地」に改め、同表菊間支部の項位置の欄中「今治市菊間町浜 822 番地」を「今治市菊間町浜 840 番地」に改め、同表伯方支部の項位置の欄中「今治市伯方町木浦甲 1235 番地」を「今治市伯方町叶浦甲 1668 番地 34」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、改正後の次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第 2 条第 2 項の表波方支部の項位置の欄の規定 令和 4 年 8 月 1 日
- (2) 第 2 条第 2 項の表菊間支部の項位置の欄の規定 平成 30 年 7 月 17 日

(参考)

新			旧		
(係の設置) 第2条 今治市青少年センター(以下「センター」という。)に、次の係を置く。 補導育成係 2 センターに次のとおり支部を置く。			(係の設置) 第2条 今治市青少年センター(以下「センター」という。)に、次の係を置く。 補導育成係 2 センターに次のとおり支部を置く。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
朝倉支部	今治市朝倉北甲 397 番地	朝倉の区域	朝倉支部	今治市朝倉北甲 397 番地	朝倉の区域
玉川支部	今治市玉川町三反地甲 10 番地 1	玉川町の区域	玉川支部	今治市玉川町三反地甲 10 番地 1	玉川町の区域
波方支部	今治市波方町樋口甲 253 番地	波方町の区域	波方支部	今治市波方町樋口甲 250 番地	波方町の区域
大西支部	今治市大西町宮脇甲 506 番地の 1	大西町の区域	大西支部	今治市大西町宮脇甲 506 番地の 1	大西町の区域
菊間支部	今治市菊間町浜 840 番地	菊間町の区域	菊間支部	今治市菊間町浜 822 番地	菊間町の区域
吉海支部	今治市吉海町八幡 137 番地	吉海町の区域	吉海支部	今治市吉海町八幡 137 番地	吉海町の区域
宮窪支部	今治市宮窪町宮窪 2668 番地	宮窪町の区域	宮窪支部	今治市宮窪町宮窪 2668 番地	宮窪町の区域
伯方支部	今治市伯方町叶浦甲 1668 番地 34	伯方町の区域	伯方支部	今治市伯方町木浦甲 1235 番地	伯方町の区域
上浦支部	今治市上浦町井口 6605 番地	上浦町の区域	上浦支部	今治市上浦町井口 6605 番地	上浦町の区域
大三島支部	今治市大三島町宮浦 5708 番地	大三島町の区域	大三島支部	今治市大三島町宮浦 5708 番地	大三島町の区域
関前支部	今治市関前岡村甲 732 番地	関前の区域	関前支部	今治市関前岡村甲 732 番地	関前の区域
附 則 この規則は、平成 17 年 1 月 16 日から施行する。 附 則(平成 25 年 4 月 2 日教育委員会規則第 9 号) この規則は、平成 25 年 4 月 2 日から施行し、同日以後に委嘱を受けた補導委員について適用する。			附 則 この規則は、平成 17 年 1 月 16 日から施行する。 附 則(平成 25 年 4 月 2 日教育委員会規則第 9 号) この規則は、平成 25 年 4 月 2 日から施行し、同日以後に委嘱を受けた補導委員について適用する。		

<p>附 則(平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 6 号) この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、改正後の次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から適用する。</u></p> <p>(1) <u>第 2 条第 2 項の表波方支部の項位置の欄の規定</u> 令和 4 年 8 月 1 日 (2) <u>第 2 条第 2 項の表菊間支部の項位置の欄の規定</u> 平成 30 年 7 月 17 日</p>	<p>附 則(平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 6 号) この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>
--	---

資料 3

第 15 回教育委員会議案第 48 号

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程制定について

標記規程を別紙のとおり制定することについて同意を求める。

令和 6 年 12 月 23 日提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

「理 由」

人事院の給与勧告にかんがみ、本市職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和6年12月 日

今治市教育委員会教育長 小澤和樹

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

第1条 今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（平成17年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給食職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800
	2	167,700	228,500	245,400	277,800
	3	168,800	229,300	246,200	278,800
	4	169,900	230,100	246,900	279,700
	5	171,200	230,800	247,600	280,400
	6	172,400	231,600	248,700	281,100
	7	173,600	232,400	249,700	281,800
	8	174,800	233,200	250,700	282,500
	9	175,800	234,000	251,700	283,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700
	11	178,300	235,400	254,000	284,300
	12	179,500	236,100	255,000	284,900
	13	180,600	236,800	256,100	285,500
	14	181,800	237,400	257,100	286,100
	15	183,100	238,000	258,000	286,700
	16	184,400	238,600	258,500	287,200
	17	185,700	239,200	259,100	287,700
	18	187,400	239,800	259,500	288,200
	19	189,100	240,400	259,900	288,700
	20	190,800	240,900	260,400	289,100
	21	192,500	241,400	260,900	289,500
	22	194,200	241,900	261,400	289,900
	23	195,800	242,400	261,900	290,300
	24	197,400	242,900	262,500	290,700
25	199,000	243,400	263,300	291,100	

26	200,500	243,900	263,900	291,500
27	202,000	244,300	264,500	291,900
28	203,500	244,800	265,300	292,300
29	205,000	245,400	266,100	292,700
30	206,500	245,900	266,800	293,100
31	208,000	246,400	267,400	293,500
32	209,500	246,800	268,200	293,900
33	211,000	247,200	269,000	294,300
34	212,400	247,700	269,700	294,800
35	213,800	248,200	270,400	295,300
36	215,200	248,600	271,100	295,800
37	216,600	249,000	271,800	296,300
38	217,700	249,500	272,500	296,800
39	218,800	250,000	273,200	297,300
40	219,900	250,400	273,900	297,800
41	220,900	250,800	274,600	298,300
42	221,800	251,300	275,300	299,000
43	222,700	251,800	275,900	299,600
44	223,600	252,200	276,500	300,300
45	224,500	252,600	277,000	300,900
46	225,300	253,000	277,500	301,500
47	226,100	253,400	278,000	302,100
48	226,900	253,800	278,500	302,600
49	227,700	254,200	279,000	303,100
50	228,400	254,600	279,500	303,700
51	229,100	255,000	280,000	304,300
52	229,800	255,400	280,400	304,900
53	230,500	255,800	280,800	305,500
54	231,100	256,200	281,300	306,200
55	231,700	256,600	281,700	306,900
56	232,300	257,000	282,200	307,600

57	233,000	257,300	282,600	308,200
58	233,500	257,700	283,100	308,900
59	234,000	258,100	283,600	309,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800
62	235,400	259,100	285,200	311,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800
65	236,600	260,100	287,000	313,300
66	236,900	260,400	287,600	313,800
67	237,200	260,700	288,200	314,400
68	237,500	260,900	288,800	315,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600
70	238,100	261,400	289,800	316,000
71	238,400	261,700	290,300	316,500
72	238,700	261,900	290,800	317,000
73	238,900	262,100	291,300	317,300
74	239,200	262,400	291,800	317,800
75	239,500	262,700	292,200	318,300
76	239,700	262,900	292,600	318,700
77	239,900	263,100	293,000	318,900
78	240,200	263,400	293,400	319,200
79	240,500	263,700	293,800	319,400
80	240,700	263,900	294,200	319,700
81	240,900	264,100	294,600	320,000
82	241,200	264,400	295,000	320,300
83	241,500	264,700	295,400	320,600
84	241,700	264,900	295,900	320,800
85	241,900	265,100	296,200	321,000
86	242,200	265,300	296,700	321,300
87	242,500	265,600	297,200	321,600

88	242,700	265,900	297,700	321,800
89	242,900	266,100	298,000	322,000
90	243,200	266,300	298,500	322,300
91	243,500	266,600	299,000	322,600
92	243,700	266,800	299,300	322,900
93	243,900	267,100	299,700	323,100
94	244,200	267,400	300,200	323,400
95	244,500	267,700	300,700	323,700
96	244,700	267,900	301,200	323,900
97	244,900	268,100	301,500	324,100
98	245,200	268,400	301,900	324,400
99	245,400	268,600	302,400	324,700
100	245,700	268,900	302,900	324,900
101	245,900	269,100	303,300	325,100
102	246,100	269,300	303,700	
103	246,400	269,600	304,000	
104	246,700	269,900	304,300	
105	246,900	270,100	304,600	
106	247,200	270,300	305,000	
107	247,500	270,600	305,300	
108	247,700	270,800	305,700	
109	247,900	271,100	306,000	
110	248,200	271,400	306,400	
111	248,500	271,700	306,800	
112	248,700	271,900	307,100	
113	248,900	272,100	307,300	
114	249,200	272,400	307,600	
115	249,500	272,600	307,900	
116	249,700	272,800	308,100	
117	249,900	273,100	308,300	
118	250,200	273,400	308,600	

	119	250,500	273,700	308,900	
	120	250,700	273,900	309,100	
	121	250,900	274,100	309,300	
	122		274,300	309,600	
	123		274,600	309,900	
	124		274,900	310,100	
	125		275,100	310,300	
	126		275,300	310,600	
	127		275,600	310,900	
	128		275,900	311,100	
	129		276,100	311,300	
	130		276,300	311,600	
	131		276,600	311,900	
	132		276,900	312,100	
	133		277,100	312,300	
	134		277,300		
	135		277,600		
	136		277,900		
	137		278,100		
定年前再任用短時間 勤務職員		197,900	209,000	227,500	248,600

第2条 今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給食職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400
	2	187,400	228,500	248,700	281,100
	3	189,100	229,300	249,700	281,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500
	5	192,500	230,800	251,700	283,100
	6	194,200	231,600	252,900	283,700
	7	195,800	232,400	254,000	284,300
	8	197,400	233,200	255,000	284,900
	9	199,000	234,000	256,100	285,500
	10	200,500	234,700	257,100	286,100
	11	202,000	235,400	258,000	286,700
	12	203,500	236,100	258,500	287,200
	13	205,000	236,800	259,100	287,700
	14	206,500	237,400	259,500	288,200
	15	208,000	238,000	259,900	288,700
	16	209,500	238,600	260,400	289,100
	17	211,000	239,200	260,900	289,500
	18	212,400	239,800	261,400	289,900
	19	213,800	240,400	261,900	290,300
	20	215,200	240,900	262,500	290,700
	21	216,600	241,400	263,300	291,100
	22	217,700	241,900	263,900	291,500
	23	218,800	242,400	264,500	291,900
	24	219,900	242,900	265,300	292,300
25	220,900	243,400	266,100	292,700	

26	221,800	243,900	266,800	293,100
27	222,700	244,300	267,400	293,500
28	223,600	244,800	268,200	293,900
29	224,500	245,400	269,000	294,300
30	225,300	245,900	269,700	294,800
31	226,100	246,400	270,400	295,300
32	226,900	246,800	271,100	295,800
33	227,700	247,200	271,800	296,300
34	228,400	247,700	272,500	296,800
35	229,100	248,200	273,200	297,300
36	229,800	248,600	273,900	297,800
37	230,500	249,000	274,600	298,300
38	231,100	249,500	275,300	299,000
39	231,700	250,000	275,900	299,600
40	232,300	250,400	276,500	300,300
41	233,000	250,800	277,000	300,900
42	233,500	251,300	277,500	301,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100
44	234,500	252,200	278,500	302,600
45	235,000	252,600	279,000	303,100
46	235,400	253,000	279,500	303,700
47	235,800	253,400	280,000	304,300
48	236,200	253,800	280,400	304,900
49	236,600	254,200	280,800	305,500
50	236,900	254,600	281,300	306,200
51	237,200	255,000	281,700	306,900
52	237,500	255,400	282,200	307,600
53	237,800	255,800	282,600	308,200
54	238,100	256,200	283,100	308,900
55	238,400	256,600	283,600	309,600
56	238,700	257,000	284,100	310,200

57	238,900	257,300	284,600	310,800
58	239,200	257,700	285,200	311,500
59	239,500	258,100	285,800	312,200
60	239,700	258,400	286,400	312,800
61	239,900	258,700	287,000	313,300
62	240,200	259,100	287,600	313,800
63	240,500	259,500	288,200	314,400
64	240,700	259,800	288,800	315,000
65	240,900	260,100	289,300	315,600
66	241,200	260,400	289,800	316,000
67	241,500	260,700	290,300	316,500
68	241,700	260,900	290,800	317,000
69	241,900	261,100	291,300	317,300
70	242,200	261,400	291,800	317,800
71	242,500	261,700	292,200	318,300
72	242,700	261,900	292,600	318,700
73	242,900	262,100	293,000	318,900
74	243,200	262,400	293,400	319,200
75	243,500	262,700	293,800	319,400
76	243,700	262,900	294,200	319,700
77	243,900	263,100	294,600	320,000
78	244,200	263,400	295,000	320,300
79	244,500	263,700	295,400	320,600
80	244,700	263,900	295,900	320,800
81	244,900	264,100	296,200	321,000
82	245,200	264,400	296,700	321,300
83	245,400	264,700	297,200	321,600
84	245,700	264,900	297,700	321,800
85	245,900	265,100	298,000	322,000
86	246,100	265,300	298,500	322,300
87	246,400	265,600	299,000	322,600

88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	
110		271,400	307,600	
111		271,700	307,900	
112		271,900	308,100	
113		272,100	308,300	
114		272,400	308,600	
115		272,600	308,900	
116		272,800	309,100	
117		273,100	309,300	
118		273,400	309,600	

	119		273,700	309,900	
	120		273,900	310,100	
	121		274,100	310,300	
	122		274,300	310,600	
	123		274,600	310,900	
	124		274,900	311,100	
	125		275,100	311,300	
	126		275,300	311,600	
	127		275,600	311,900	
	128		275,900	312,100	
	129		276,100	312,300	
	130		276,300		
	131		276,600		
	132		276,900		
	133		277,100		
	134		277,300		
	135		277,600		
	136		277,900		
	137		278,100		
定年前再任用短時間 勤務職員		197,900	209,000	227,500	248,600

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替)

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び教育委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表

号給の切替表（附則第4項関係）

給食職員給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	1 級	3 級	4 級
1	1	1	1

2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	2	2
7	1	3	3
8	1	4	4
9	1	5	5
10	1	6	6
11	1	7	7
12	1	8	8
13	1	9	9
14	1	10	10
15	1	11	11
16	1	12	12
17	1	13	13
18	2	14	14
19	3	15	15
20	4	16	16
21	5	17	17
22	6	18	18
23	7	19	19
24	8	20	20
25	9	21	21
26	10	22	22
27	11	23	23
28	12	24	24
29	13	25	25
30	14	26	26
31	15	27	27
32	16	28	28

33	17	29	29
34	18	30	30
35	19	31	31
36	20	32	32
37	21	33	33
38	22	34	34
39	23	35	35
40	24	36	36
41	25	37	37
42	26	38	38
43	27	39	39
44	28	40	40
45	29	41	41
46	30	42	42
47	31	43	43
48	32	44	44
49	33	45	45
50	34	46	46
51	35	47	47
52	36	48	48
53	37	49	49
54	38	50	50
55	39	51	51
56	40	52	52
57	41	53	53
58	42	54	54
59	43	55	55
60	44	56	56
61	45	57	57
62	46	58	58
63	47	59	59

64	48	60	60
65	49	61	61
66	50	62	62
67	51	63	63
68	52	64	64
69	53	65	65
70	54	66	66
71	55	67	67
72	56	68	68
73	57	69	69
74	58	70	70
75	59	71	71
76	60	72	72
77	61	73	73
78	62	74	74
79	63	75	75
80	64	76	76
81	65	77	77
82	66	78	78
83	67	79	79
84	68	80	80
85	69	81	81
86	70	82	82
87	71	83	83
88	72	84	84
89	73	85	85
90	74	86	86
91	75	87	87
92	76	88	88
93	77	89	89
94	78	90	90

95	79	91	91
96	80	92	92
97	81	93	93
98	82	94	94
99	83	95	95
100	84	96	96
101	85	97	97
102	86	98	
103	87	99	
104	88	100	
105	89	101	
106	90	102	
107	91	103	
108	92	104	
109	93	105	
110	94	106	
111	95	107	
112	96	108	
113	97	109	
114	98	110	
115	99	111	
116	100	112	
117	101	113	
118	102	114	
119	103	115	
120	104	116	
121	105	117	
122		118	
123		119	
124		120	
125		121	

126		122	
127		123	
128		124	
129		125	
130		126	
131		127	
132		128	
133		129	